

# 外国人技能実習制度について①

## 1. 外国人技能実習制度とは

国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて**技能を移転**する制度。

## 2. 在留期間

- ・ **最長5年間**

(各段階で試験合格や一時帰国が必要1号：1年目、2号：2～3年目、3号：4～5年目)

- ・ 各段階で試験合格や一時帰国が必要

| 段階     | 在留期間 | 条件・内容  |
|--------|------|--|
| 技能実習1号 | 最長1年 | 入国後、原則2か月間の講習を受ける。その後、実習開始                           |
| 技能実習2号 | 最長2年 | 1号終了後、技能検定等に合格し、2号へ移行。                               |
| 技能実習3号 | 最長2年 | 2号終了後、技能検定等に合格し、3号へ移行。<br>(第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に一旦帰国) |
| 合計     | 最長5年 | 1号(1年) + 2号(2年) + 3号(2年) = 最長5年間                     |

# 外国人技能実習制度について②

## 3. 技能実習生の受入れ方式

### ① 団体管理型

→非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

### ② 企業単独型

→日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

## 4. 今後の動向

技能実習制度を抜本的に見直し、新たに人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」が2027年（令和9年）に創設されます。

詳細は厚生労働省HPをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/global\\_cooperation/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html)

## STEP1

## きっかけ（背景・課題）

- 親会社が建設業であり、すでに**外国人技能実習生**を雇っていたため、ジビエ処理施設でも雇うことで**人手不足の課題を解消**できないかと考えた。

## STEP2

## 主な取組

- 現在は、**4名の外国人技能実習生（カンボジア人）**を雇用し、**ハム・ソーセージの加工作業等**を行っている。（令和7年6月現在）
- 面接をする際、オンライン面接だと**信頼関係や相互理解が築きづらい**ので、**現地で直接面接**を実施。
- 実習生のために空き家を借り上げ、安い家賃で**住居を提供**。
- 日本語能力試験の取得状況により、給与を反映し、**モチベーションアップ**につなげている。

## STEP3

## 活用した感想・成果

- 言葉の壁はあったが、その分、見て覚えてくれるため、**1か月程度で作業を身に着ける**ことが出来た。
- 発展途上国の方は、日本で**まじめに仕事をしてくれる**印象。

## &lt;施設情報&gt;

- 取扱獣種：シカ、イノシシ
- 民設・民営
- 鳥獣被害対策から得られるジビエを地域資源として、自ら営業しているレストランや宿泊施設、キッチンカーで提供し、解体処理から販売まで総合的に展開。
- 同社はハム・ソーセージを製造していたので、技能実習制度の対象職種のうち、「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」の分野で技能実習生を雇用。

実際の作業風景  
(加工作業)

ジビエ加工製品